



中国会計税務実務

2021年第15号

今回のテーマ：国内企業の国外人民元貸付について

今回は国内企業の国外人民元貸付について簡単に説明する。

※国外人民元貸付とは、国内企業(以下、貸し手)が決済銀行を通じて人民元を国外企業(以下、借り手)に貸付ける、または企業グループの財務会社が決済銀行での委託貸付の方式を通じて、人民元を国外企業(以下、借り手)に貸付ける事を指す。

主な内容：

	主な内容
法的根拠	銀発 2016 306 号
貸し手	・所在地外貨管理局で登録が必要 ・中国国内（香港、マカオ、台湾地区を除く）で設立した非金融企業または企業グループの財務会社 ・設立から1年以上
借り手	貸し手と持分関係を有する
限度枠	・国外貸付限度枠=直前期の純資産額（監査済数字）×マクロプルーデンス政策因数 ・国外貸付残高=∑国外貸付残高 + ∑早期返済額×（1+早期返済日数/契約で約定した日数） + ∑外貨国外貸付残高×通貨種類転換因数 ・5年毎に早期返済額の残高をゼロとする。 ※マクロプルーデンス政策因数は 0.3、通貨種類転換因数は 0（2020年、マクロプルーデンス政策因数と通貨種類転換因数は 0.5 で調整）
資金元	・個人資金不可 ・借入資金不可
金利 貸付期限	・商業原則に基づく。ただし、ゼロ金利は不可 ・6ヶ月から5年。5年以上である場合、所在地人民銀行支店で届出が必要 ・ロールオーバー可能。ただし、原則として1回のみ
専用口座	人民元専用口座
貸付金回収	・決済銀行は貸し手に適時に貸付金を回収するよう注意喚起しなければならない。借り手が期限内に返済しない、且つ貸し手が回収遅れに関し説明しないまたはその説明に合理性を欠く場合、決済銀行は新たな国外貸付業務を一時的に停止すると共に、適時に所在地人民銀行支店へ報告することとなる。 ・貸付時の人民元専用口座を通じて貸付金を回収しなければならない。回収金は貸付元本と国内所得税、関連費用などの合理的な収入合計を超えてはならない。

お見逃しなく：

- 2020年、企業のニーズに合わせて国外貸付限度枠を引き上げている。



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：Japan@cn.gt.com